

令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告と
令和3年度市民税・県民税の申告

問い合わせ先

●所得税について
成田税務署
☎(28) 5151

●市民税・県民税について
市課税課市民税班
☎(93) 0443

窓口のご案内

新型コロナウイルス対策として、入場される場合はマスクを着用し、できる限り少人数でお越しください。

①イオンモール成田2階イオンホール　<成田市ウイング土屋>

■期間　2月1日(月)～3月15日(月)まで　(土・日曜日、祝日を除く)
※2月21日・28日(日)は実施します。

■受付時間　9：00～16：00　(提出のみは17：00まで)

- その他
- 会場内混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。整理券の配布状況に応じ、受付を早めに締め切る場合もあります。入場整理券は、当日会場で配布するほか、LINE アプリで事前に入手できます。アプリ内から「国税庁LINE 公式アカウント」を友達登録することで、整理券入手の手続きが行えます。
 - 作成済みの申告書の提出は、郵送のほか、土・日曜日、祝日を除き、税務署1階の総合窓口でも受け付けています。
 - 相続税の相談、国税の納付、納税証明書の請求・発行、申告書の閲覧サービス、開示請求の手続きなどはイオンモール成田では行っていません。税務署で手続きしてください。

②成田税務署<成田市加良部>

3月29日(月)までは、税務署窓口では、作成済みの申告書の提出のみ受け付けます。確定申告書の作成・相談はできませんので、①イオンモール成田を利用してください。

■受付時間　8：30～17：00(土・日曜日、祝日を除く)

■郵送提出　封筒に住所・氏名を記入し、次の宛先に郵送
〒286－8501　成田市加良部1－15　成田税務署宛て
※確定申告書などの控えに税務署の受付印が必要な人は、切手を貼った返信用封筒(住所・氏名を必ず記入)を同封してください。

③市役所内すこやかセンター2階健診準備室

■期間　2月16日(火)～3月15日(月)まで　(土・日曜日、祝日を除く)
※期間中は、課税課窓口での提出・相談はできません。

※2月28日(日)は市民税・県民税申告書の提出・相談のみ、すこやかセンター2階健診準備室で行います。すこやかセンターの休日夜間受付の入口を利用してください。

■確定申告など個別相談(午前・午後各40件)

収入金額・必要経費と各種控除の書類を整理して、持参してください。また、農業者や事業者などは収支内訳書を事前に作成してください。書類が整っていないと受付できない場合があります。

- 受付時間　8：30～15：30(12：00～13：00は除く)
※申告相談の受付の順番は、当日の午前8時20分の時点で、複数の来場者が受付に来たときは抽選で順番を決めます。抽選前の来場の順番は関係ありません。抽選後に相談開始目安時間をお知らせしますので、時間により一時帰宅も可能です。抽選後(午前8時30分以降)に制限人数に達しない場合は、そこから先着順とします。なお、防犯面から早朝からのご来場は控えるようお願いします。
- ※申告相談の受付は、午前40人・午後40人の人数制限を行っています。午後の受付が午後から始まるというわけではなく、制限人数に達した時点で受付を終了します。
- 相談時間　9：00～12：00／13：00～16：00

■市民税・県民税申告(提出のみ含む)

8：30～12：00／13：00～17：00
※2月28日(日)のみ、9：00～12：00／13：00～16：00

会場に行く前に必ず確認を！

確定申告のうち、次の相談は市役所で受け付けることができません。イオンモール成田で相談してください。

- 令和元年分以前の申告(過年分)　○青色申告　○配当所得の申告
- 住宅借入金等特別控除(初めて受ける人、連帯債務のある人)の申告
- 営業や農業などの事業収入や不動産収入が500万円以上の申告
- 事業を開始して初めての申告　○贈与税、消費税の申告、準確定申告
- 譲渡所得(土地、建物、株式、会員権の売却など)の申告
- 災害の控除(台風災害などに係る雑損控除なども含む)の申告
- ※これらの場合以外でも、内容により、イオンモール成田を案内することがあります。

確定申告は国税庁ホームページをご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、金額などを入力すれば自動で申告書などが作成できる便利なシステムです。新型コロナウイルス対策としても活用ください。作成した申告書は、印刷して書面で提出できるほか、e-Taxを利用して送信もできます。タブレットやスマートフォンでも作成できます。また、タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。

国税庁　確定申告書作成コーナー

検索

所得税の確定申告

■確定申告が必要な人(主な例)

- 営業、農業、不動産、譲渡所得などの税額計算をした結果、納税となる人
- 給与の年収が2千万円を超える人
- 給与以外の所得が20万円を超える人
- 2か所以上から給与を受給している人
- 公的年金収入が400万円を超える人
- 公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外の所得合計が20万円を超える人

※確定申告書の提出が不要な人でも、市民税・県民税の申告は必要になる場合があります。

市民税・県民税の申告をしなかった場合、年金から引かれている社会保険料など以外の控除内容が市では把握できないため、市民税・県民税が高くなる可能性があります。このため、生命保険料控除、医療費控除、扶養控除などを追加することで、市民税・県民税額を抑えることができる場合があります。

■平成28年分以降の申告はマイナンバーが必要です

次の税目の申告書は、税務署へ提出するときに、マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

- 所得税
- 復興特別所得税
- 個人事業者の消費税
- 地方消費税
- 贈与税

【本人確認書類の例】

- ①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ
(【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。)
- ②通知カードなど【番号確認書類】＋
運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

※郵送で申告書を提出する場合は①の写し(表裏両面)または②の写しを添付

※e-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの添付は不要

■医療費控除を受けるためには
医療費控除または医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を受ける人は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければなりません。なお、領収書は税務署から提出を求められることがありますので5年間保管する必要があります。

※医療保険者から交付された医療費通知(健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できます。

【注意】平成29年分から令和元年分までの確定申告は、医療費の領収書の添付または提示にすることもできます。

令和3年度　市民税・県民税の申告受付相談

■日時　2月1日(月)～12日(金)
9：00～12：00／13：00～16：00

■場所　市役所分庁舎1階会議室

■申告が必要な人

令和3年1月1日現在、市内に住んでいた人で、次のいずれかに該当する人

- 所得税の確定申告は必要ないが、市民税・県民税で各種控除を受ける
- 所得が給与所得のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない
- 失業保険、障害年金・遺族年金など、非課税の所得のみで生計を立てていた
- 所得がなく、別世帯の人の扶養親族になっている
- 所得がなく、誰の扶養控除対象にもなっていない
- 富里市に住んでいないが、令和3年1月1日現在に事務所・家屋敷のいずれかが富里市内にある

■申告が不要な人

- 令和2年分の所得税の確定申告をする
- 勤務先から給与支払報告書が提出される
- 同一世帯の家族の扶養控除対象者になっている

※この期間は、所得税の確定申告書の作成や計算などに関する相談は受けられません。

※令和3年度の申告から改正点が多くありますので、申告のときは市公式ホームページなどで確認してください。

■申告は期限内に

市民税・県民税の申告書は、国民健康保険税や介護保険料などを算定するための基礎資料になります。申告をしないと融資を受けるときや、各種申請に必要な所得証明書などの税証明の発行や、国民年金(障害基礎年金、老齢福祉年金、保険料免除など)の所得調査ができません。必ず期限内に申告をしてください。

■市民税・県民税申告書の郵送提出

〒286－0292(住所不要)　富里市課税課市民税班宛て